## 随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月 独立行政法人国立美術館

# 1. 随意契約等の見直し計画

# (1) 随意契約の見直し

平成20年度において、締結した随意契約等について点検・見直 しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定す る。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに 一般競争入札等に移行することとした。

		平成20年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約		(40.8%)	(19.6%)	(50.2%)	(21.3%)
- 祝于 -	注のめる关が	82	2,430,355	101	2,639,329
	競争入札	(40.3%)	(19.6%)	(48.7%)	(21.2%)
		81	2,426,890	98	2,623,745
	企画競争、公募等	(0.5%)	(0.0%)	(1.5%)	(0.1%)
		1	3,465	3	15,584
競争性のない随意契約		(59.2%)	(80.4%)	(49.8%)	(78.7%)
		119	9,955,158	100	9,746,184
	合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		201	12,385,513	201	12,385,513

- (注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。
- (注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注3) 競争性のない随意契約には、美術作品の購入66件、975,333千円ならびに土地の購入1件、7,800,000千円が含まれている。

## (2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者 応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契 約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

#### (平成20年度実績)

The state of the s					
	実 績	件数	金額(千円)		
競争性のある契約		82	2,430,355		
	うち一者応礼・一者応募	(35.4%) 29	(57.8%) 1,404,497		

<sup>(</sup>注)上段(%)は競争性のある契約に対する割合を示す。

#### (一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等		件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)		(0%)	(0%) 0
	仕様書の変更	0	0
	参加条件の変更	0	0
	公告期間の見直し	0	0
	その他	0	0
契約方式の見直し		(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し		(0%) O	(0%) 0
点検の結果、指摘事項がなかったもの		(100%) 29	(100%) 1,404,497

<sup>(</sup>注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

- (注2)金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注3)上段( %)は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。
- (注4)「20年度限りのもの」11件を含む。

- 2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み
  - (1)契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施 契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・ 一者応募になった案件を中心に点検を実施。

### (2) 随意契約等の見直し

総合評価方式の導入拡大

平成21年4月に本法人において「総合評価方式の取扱い」 を制定したが、現状において総合評価方式を採用した一般競争 契約の案件がないため、今後は本方式を採用することにより効 果が期待できる契約案件については積極的に導入を検討する。

## (3) 一者応札・一者応募の見直し

平成21年7月31日付けで本法人が定めた「一者応札、応募に係る改善方策について」において掲げた以下の方策を実施することにより、従来よりも競争性の確保に努めることとする。

- ① 競争参加資格要件については、調達目的を確実に達成するための必要最小限のものとすることを徹底する。
- ② 一者応札、一者応募となっている契約については、業務等の内容に応じ、早期執行に勤めるとともに、契約(落札決定)後の準備期間を考慮したうえで入札時期を設定するなど、履行期間及び準備期間の十分な確保を図る。
- ③ 現在、国の規則に準じて10日以上としている公告期間について、過去に一者応札、一者応募となった契約については、原則として20日以上の公告期間を確保する。
- ④ 物品・役務の調達については、入札公告等の時点で調達内容が把握できるよう、原則として仕様書等についてもホームページから閲覧可能とし、競争参加手続の効率化に努めることとする。